

串間市 GIGA スクール構想整備事業
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 事業の趣旨・目的

この要領は、串間市（以下、本市という）が「GIGA スクール構想」を実現するための校内通信ネットワークを整備するにあたり、公募型プロポーザル方式により、業務委託に関する企画提案書を募集し、業務に対する意欲、技術的能力等の審査を行い、最も優れていると認められる者を特定者として選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 事業名 串間市 GIGA スクール構想整備事業
- (2) 事業内容 別紙「串間市 GIGA スクール構想整備事業仕様書」のとおり
- (3) 事業場所 串間市立小・中学校
- (4) 契約期間 契約日から令和3年2月26日まで ※1
- (5) ネットワーク整備提案限度額 81,702千円(税込み) ※2
- (6) パソコン環境整備提案限度額 54,343千円(税込み) ※2
- (7) パソコン整備提案限度額 52,290千円(税込み) ※2

※1 契約期間については、業者決定後に協議を行うものとする。

※2 提案限度額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3. 担当部署及び問い合わせ先

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地
串間市教育委員会 学校政策課 担当：増田、城倉、鈴木
電話：0987-72-1111
E-mail：gako@city.kushima.lg.jp

4. 実施の手続等

- (1) 事業仕様書 別紙「串間市 GIGA スクール構想整備事業仕様書」のとおり
- (2) 業務場所 串間市立小学校10校、串間市立串間中学校
- (3) 導入業者選定方式
 - (ア) 事業者の提案の中から最も優れた評価を得た事業者優先交渉権を付与し契約締結に向け交渉を行う。
 - (イ) 本プロポーザルは、優先交渉権の設定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権を得た事業者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。
 - (ウ) 契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

(4) 参加に必要な資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (イ) 国及び地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。
- (ウ) 参加者にかかる国税、県税及び市町村税を完納していること。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。
- (キ) 令和 2 年 7 月 20 日以前に串間市と同規模程度の地方公共団体において提案しようとするシステムの導入実績があり、かつ当該システムの運用保守を令和 2 年 7 月 20 日現在も行っていること。

5. 提案採否決定までの日程（日付は予定のため変更となる場合があります）

手続等	提出期日・日程等	備考
実施要領発表（公告）	令和 2 年 7 月 14 日（火）	市ウェブサイトに掲載
参加表明書及び現地確認申請書の提出	令和 2 年 7 月 20 日（月）	
参加資格結果通知	令和 2 年 7 月 27 日（月）	
提案業者現地確認期間	令和 2 年 7 月 27 日（月） から同年 8 月 7 日（金）	
提案書の提出	令和 2 年 8 月 11 日（火）	郵送可
質疑書の回答	令和 2 年 8 月 7 日（金） までの間に都度回答	市ウェブサイトに掲載
プレゼンテーションの実施	令和 2 年 8 月 18 日（火）	
審査結果の通知	令和 2 年 8 月中旬	電子メール及び書面（郵送）による通知
仮契約締結	令和 2 年 8 月下旬	市ウェブサイトに掲載
本契約締結	市議会議決後	市ウェブサイトに掲載
構築完了	令和 3 年 2 月 26 日	正式には協議後に決定

6. 参加表明書

(1) 提出書類：各 1 部

ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

- イ) 事業者概要 (様式第 2 号)
- ウ) 業務実績表 (様式第 3 号)
- ウ) 現地確認を必要とする者は、現地確認申請書 (様式第 4 号) を提出すること。

(2) 提出方法

持参 (平日の 9 時から 17 時まで) 又は郵送 (提出期限必着)

(3) 提出先及び提出期限

本要領 3. 担当部署及び 5. 提案採否決定までの日程に記載のとおり。

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提案資格確認結果

参加表明書提出者に対し、提案資格確認結果を通知する。通知は本要領 5. 提案採否決定までの日程に記載の日に電子メール及び書面 (郵送) により行う。

9. 質疑回答

(1) 受付期間

公募開始日～令和 2 年 8 月 7 日 (金) 正午まで

(2) 受付方法

質疑がある場合は、(1) 受付期間内に持参、郵便、FAX 又は電子メールにより、質疑書 (様式第 5 号) を本要領 3. 担当部署へ提出する。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、本要領 5. 提案採否決定までの日程に記載の日までの間に、参加表明書提出者 (質疑回答日までに辞退届を提出した者を除く) へ電子メールで回答するほか、串間市公式サイトにも掲示する。

10. 提案書

(1) 提出書類 (様式任意。A 4 版を基本のサイズとし、各書類原本には記名押印をすること)

ア) 企画提案書 (様式第 7 号)

イ) 価格提案書 (様式第 8 号) A

※価格提案書 (様式第 8 号) A を本事業の提案額として扱う。

※内訳を記載すること。

ウ) 価格提案書 (様式第 9 号) B

※使用料、通信料、保守料等の必要となる全ての費用を含めること。

※内訳を記載すること。

(2) 提出部数 10 部 (原本+写し 9 部) とし、電子データを 1 部提出すること。

(3) 提出方法

持参 (平日の 9 時から 17 時まで) 又は郵送 (提出期限必着)

(4) 提出先及び提出期限

本要領 3. 担当部署及び 5. 提案採否決定までの日程に記載のとおり

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(5) 提出書類の取扱い

ア) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下、受注候補者という。）の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、串間市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ) 提出書類は返却しない。

ウ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

エ) 提案書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示した場合を除く。

オ) 提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

11. プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式第6号）を本要領3. 担当部署あて持参または郵送にて提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

12. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「串間市 GIGA スクール構想整備事業評価基準」のとおり

(2) 書類審査

本要領 10. 提案書（1）により提出された提出書類については、評価委員による書類審査を実施する。

(3) プレゼンテーション

本要領 10. 提案書（1）の提出資料に基づくプレゼンテーション及び評価委員によるヒアリングを実施する。時間、場所については別途通知する。

ア) プレゼンテーション・ヒアリングの内容は、提案書に基づくプレゼンテーション 40 分及び質疑応答 15 分とする。

イ) プレゼンテーション・ヒアリングに参加する者は 1 者につき 5 名以内とし、提案事業を直接担当する者がプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションのみを行う者の参加は認めない。

ウ) 別途通知により指示する場合を除き、プレゼンテーションは本要領 10. 提案書による提出書類の内容のみで行う。

エ) プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。但し、担当部署職員については例外とする。

オ) 審査の結果については、すべてのプレゼンテーション参加者に文書で通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(4) 評価方法

企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、別添の評価基準に基づき、串間市「校内ネットワーク・1人1台端末整備」業務事業者選定委員会にて評価する。

13. 評価結果

受注候補者選定後、提案書提出者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について串間市公式サイトにて公表するものとする。

- (1) プロポーザル方式の概要及び参加者氏名
- (2) 受注候補者の氏名及び住所
- (3) 提案書提出者全員の評価結果（総合点）

14. 契約手続き

(1) 受注候補者と串間市とで、事業仕様及び経費等について協議し、その内容を決定し、随意契約により契約を締結する。

15. その他

- (1) 提出書類の作成、提出、その他提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加者が1者であっても本プロポーザルを実施するが、適切な提案がない場合は、受注候補者該当なしとすることがある。
- (3) プロポーザル方式に参加する者が次のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失する。この場合において、既に提出された提案書は、無効とする。
 - ア) 本要領4. プロポーザル方式参加者に必要な資格を満たさないこととなったとき。
 - イ) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。